

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月9日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エフ・ディー
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5793 - 2376
【事務連絡者氏名】	代表取締役 丸茂 正人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エフ・ディー (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社エフ・ディーを指し、「対象者」とは、チムニー株式会社を指します。
- (注2) 本書中の表で計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注9) 本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行います。本公開買付けに関する書類の一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬がある場合には、日本語の書類が英語の書類に優先します。
- (注11) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係人は、将来の記述を含む明示的又は黙示的に示された予測等が

達成されることを保証するものではなく、実際の結果は大きく異なることがあります。本書の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で、公開買付者が有する情報に基づき作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係人は、将来の事象や状況を反映するために、かかる記述を変更又は修正する義務を負いません。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

チムニー株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

平成18年3月28日開催の第22回定時株主総会及び平成18年4月20日開催の取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要等

本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に対象者の事業を支配し、管理することを主たる目的として設立された買収目的会社です。公開買付者の株式は、本届出日現在において、後述のカーライル・グループに属する投資ファンドであり、ケイマン諸島法に基づき設立されたりミテッド・パートナーシップであるCJP II General Partner, L.P.がその100.00%を保有しています。なお、本公開買付けが成立することを条件に、同様にカーライル・グループに属する投資ファンドであるCarlyle Japan Partners II, L.P.がCJP II General Partner, L.P.が保有する公開買付者の株式を全て取得し、Carlyle Japan Partners II, L.P.並びに同様にカーライル・グループに属する投資ファンドであるCarlyle Japan International Partners II, L.P.、CJP Co-Investment II A, L.P.及びCJP Co-Investment II B, L.P.（以下、これら4つの投資ファンドを総称して「カーライルファンド」といいます。）が公開買付者の株式を引受けることが予定されております。

公開買付者は、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得することにより、対象者の株式の非公開化を行うための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の発行済普通株式及び新株予約権の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、対象者の親会社である米久株式会社（以下「米久」といいます。）との間で平成21年11月6日付で公開買付け応募契約書を締結し、その保有する対象者の普通株式の全てである3,900,000株（対象者の平成21年8月14日現在の発行済株式総数である9,100,000株に対しての所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：約42.86%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、公開買付者は、当該公開買付け応募契約書において、米久が、米久の子会社である株式会社セブンフードサービス（以下「セブンフードサービス」といいます。）をして、その保有する対象者の普通株式の全てである380,000株（株式所有割合：約4.18%）について、本公開買付けに応募させる旨の合意をしております。なお、米久は、その保有する対象者の普通株式の本公開買付けへの応募にあたり、米久と麒麟麦酒株式会社及び米久とキリンビバレッジ株式会社との間に存在する株主間協定書に従い、両社に対する通知を行う予定です。

本公開買付けに関連して、カーライルフアンドは、対象者の代表取締役社長である和泉学氏（以下「和泉学氏」といいます。）との間で平成21年11月6日付で覚書を締結し、その保有する対象者の普通株式の全てである207,100株（株式所有割合：約2.28%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、当該覚書においては、本公開買付け後の対象者の運営及び公開買付者の株式の取扱いに関して、主に以下の事項が規定されております。

（i）和泉学氏は、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けの決済後速やかに、3億円を、公開買付者に出資すること。

（ii）和泉学氏は、本取引後も、対象者の代表取締役社長として、その職務を誠実に遂行し、対象者の企業価値及び株式価値を最大化すべく最大限努力し、カーライルフアンドの事前の同意を得ずに対象者の代表取締役社長たる地位を辞任し、又は再任を拒否しないこと。

（iii）和泉学氏は、カーライルフアンドの事前の書面による同意なく、その保有する公開買付者の株式の全部又は一部について、譲渡、承継、その他一切の処分を行ってはならないこと。

（ ）対象者が再上場せず、カーライルフアンドがその保有する公開買付者の株式の全部について、第三者に譲渡しようとする場合、カーライルフアンドは、和泉学氏が保有する公開買付者の株式の全部を自己と同一の条件で同一の相手方に対して譲渡することを請求する権利を有すること。

（ ）対象者が再上場せず、カーライルフアンドがその保有する公開買付者の株式の一部又は全部について、第三者に譲渡しようとする場合（担保権の実行（任意売却を含む。）により処分される場合を除く。）、和泉学氏は、一定の条件下で、その保有する公開買付者の株式の一部又は全部をカーライルフアンドと同一の条件で同一の相手方に対して譲渡することを請求する権利を有すること。

（ ）和泉学氏が対象者の代表取締役社長でなくなった場合、和泉学氏は、その保有する公開買付者の株式の全部につき、公正な対価その他合理的な条件にて、カーライルフアンドの合理的に指示する相手方に対して譲渡すること。

対象者は、公開買付者の属するカーライル・グループとの間で慎重に協議及び検討を進めた結果、平成21年11月6日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けへの賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っています。

本公開買付け後の経営体制

和泉学氏は、上記のとおり、対象者の代表取締役社長として経営にあたる予定です。他方、和泉学氏以外の取締役は、カーライルフアンドとの間で本公開買付け後の対象者の経営関与に関して合意をしていません。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

カーライル・グループは、本届出日現在、運用総額約860億ドル以上、1987年の設立以来920件以上の投資実績を持つ世界最大級のプライベート・エクイティ投資会社です。本届出日現在、世界20カ国において475名以上のプロフェッショナルが活動しており、対象者と同様の消費者向けの事業を営む企業に対する投資実績も含む、幅広い業種においてパイアウト、ベンチャー/グロース・キャピタル、リアルエステート、レバレッジド・ファイナンスの投資活動を行っています。日本においても、国内向けのパイアウト第二号ファンドであるCarlyle Japan Partners IIは、本届出日現在、国内最大規模の2,156億円の投資資金を擁し、積極的に企業価値の最大化のための経営支援を行っています。

対象者は、洋風居酒屋のフランチャイズ事業を目的として、昭和59年2月にジャスコ株式会社（現イオン株式会社）100.00%出資の子会社として東京都千代田区神田錦町において創業いたしました。平成9年8月には米久がジャスコ株式会社から対象者の経営権を買取り、それにより対象者は米久の連結子会社となり、米久の企業集団の中で、居酒屋に特化した独立企業体として新たに出発することとなりました。その後、対象者経営陣の強いリーダーシップのもと、お客様に高品質で付加価値の高いサービスを継続的に提供することで業績・業容を大きく拡大し、平成9年12月末時点で97店舗だった直営店及びフランチャイズ店の総店舗数は、平成16年12月末時点で254店舗（直営店は113店舗）となりました。この間に、現在の主力業態となっている「はなの舞」が、お客様のニーズに合わせた進化を遂げ成長するとともに、出店地域も関東から中部、東北へと徐々に拡大を遂げまいりました。このような店舗数及び出店地域の成長・拡大を背景に、対象者は、平成17年2月に株式会社ジャスダック証券取引所に株式上場し、平成9年をピークに居酒屋業界を含む外食産業の市場規模が縮小している中、その後も対象者の経営成績は順調に推移いたしました。

すなわち、「はなの舞」を主力業態として「さかなや道場」、「こだわりやま」等の複数業態による店舗展開を行い、平成20年12月事業年度まで10期連続増収及び7期連続の増益となり、同事業年度末において直営店及びフランチャイズ店の総店舗数は459店舗を達成しました。このような対象者の店舗及び業態の拡大を背景に、平成20年12月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に株式上場いたしました。

対象者経営陣は、このような成長力の原点は「人財」と考えており、その「人財」力の強化が、お客様に支持されるサービスレベルの向上、業容拡大と知名度の向上、継続的に安全・安心・新鮮な食材を安価でおいしく提供できる源泉につながっていると考えております。対象者にとって、継続的に実現してきた事業成長に伴う外食産業におけるプレゼンスの拡大は、対象者の役員及び従業員の士気を高め、社内の活力を維持・向上するために非常に重要でありました。

一方、東京証券取引所上場後の対象者を取り巻く足許の経営環境は急速に厳しい局面をむかえております。上述のとおり外食産業全体の市場規模が縮小し続けていることに加え、世界的金融不安による景気の低迷及びそれによる一段の消費の落ち込み、中食事業の発展による外食機会の減少、対象者と同様の事業を展開する同業他社による積極出店・既存店での値引きも含めた激しい競争環境、更には、本年夏の長雨や冷夏の影響など、予断を許さない状況が続いております。対象者は、このような環境の中でも、現状をしっかりと捉え独自の経営戦略で他社との差別化・個性化を推進するための取り組みとして、既存業態を同じフォーマットで展開するのではなく、立地条件やお客様のニーズにあわせて変化させる「進化」と、よりお客様に喜んでいただくための食材や空間のこだわりを追求した「深化」を継続して追求しております。すなわち、社員教育の強化を通じた接客及び調理技術向上によるサービス力の強化、新たなコンセプトの居酒屋業態の展開に加え、食事を中心としたメニューをとり揃えた新業態への挑戦、既存店舗の改装等による居心地の良い空間の提供、立地環境の変化やニーズの変化に伴った業態の転換、お客様に新しさを伝え続ける新たなメニュー開発、及びお客様の来店数増加のための販売促進策の導入等を継続的に実施してまいりました。しかしながら、上記諸施策にもかかわらず対象者を取り巻く予測以上の経営環境の悪化により、本年の既存店の月次売上は当初の計画に届かず、通期の業績予想は減益を余儀なくされ、年初以来の経営環境に鑑みれば、今後も厳しい状況がしばらく続くことが想定されます。

対象者経営陣は、このような経営環境の大きな変化に対応し、中長期的な観点から企業価値を向上させるためには、上述の短期的な対応に加えて、成長力の原点である「人財」の従前以上の組織への求心力と、経営基盤の強化を実現できる枠組みを構築することが急務であると判断いたしました。経営基盤の強化には、(i)現在から将来にわたって考えられる経営環境の変化に十分に対応できる意思決定のスピードと、その決定された経営陣の判断を全従業員に浸透させられる経営管理力の強化、(ii)対象者が今後打ち出していく既存のビジネスモデルを超えた新たな取組みに対応できるフレキシブルかつ責任と権限が明確化され適任者が配置できるだけの十分な「人財」の確保とスキルアップさせるための環境の整備、(iii)時代や環境に適合するために常に進化し続ける居酒屋業態の展開、(iv)「食」に関する居酒屋にとらわれない新業態の開発、(v)今後

の経営を担う中長期的な組織体系を意識した「人財」の育成のための教育制度の構築等が含まれており、これらの諸施策の実施のためには積極的な投資が必要になることから、コストの先行とその結果が想定どおりの効果を必ずしも生み出さないリスクがあることが想定されております。そのため、現在の厳しい環境に対応するための経営と、中長期的な視点に立った経営基盤の強化を同時並行で実行することは、一時的に対象者の経営成績の悪化を招いたり、現在の事業モデルの維持、あるいは将来に向けた成長モデルの継続ができなくなる事態を招いたりする恐れがあり、資本市場から対象者の経営に対して十分な評価を得られない可能性があるかと判断いたしました。このような中期に渡るリスクを一般株主に負っていただくことを回避するとともに、今後の経営方針を共有した経営支援経験が豊かな第三者と対象者との協働で事業を展開していくことが、対象者の企業価値の更なる向上には必要であるとして、マネジメント・バイアウト（MBO）（注）の手法を実行することといたしました。なお、対象者の「人財」の重要性に鑑みて、本公開買付けが成立した後は、対象者の役員及び従業員に対する、持株会、ストックオプション等のインセンティブプランの導入を予定しており、対象者の役員及び従業員が一丸となった新しい枠組みでの企業価値創造を図ることとなります。

公開買付者は、カーライルファンドから普通株式に係る出資を受けるほか、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社日本政策投資銀行（以下、総称して「本貸付人」といいます。）から貸付極度額総額11,216,000千円の借入れ（以下「本件ローン」といいます。）を行うことを予定しています。本件ローンに関しては、公開買付者の発行済株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式その他の公開買付者の一定の資産に対して、本貸付人のために担保権が設定されることが予定されています。また、後記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」記載の手續に従って、公開買付者が対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全部を取得することとなった場合には、公開買付者は、対象者を本件ローンの連帯保証人とし、かつ、対象者をして一定の資産を担保に提供させる予定です。

なお、対象者の平成21年11月6日付「平成21年12月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成21年11月6日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、(i)平成21年12月期の配当予想を修正し、平成21年12月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、(ii)株主優待制度を廃止することを決議しているとのことです。また、対象者の平成21年11月6日付「海外子会社解散に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成21年11月6日開催の取締役会において、その中国子会社である大蓮花之舞餐飲有限公司について、解散することを決議しているとのことです。

また、本公開買付け後、対象者の大幅な経営体制の変更は予定されておりません。

（3）買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような事項を考慮いたしました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、平成21年6月頃から本公開買付けの実施の可能性を含めた検討を開始しました。まず、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格を決定するために、対象者の普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格の推移をもとにした市場株価平均方式、対象者と同様の事業を展開する類似上場会社の株価指標から導き出した類似会社比準方式及び対象者が公表している平成21年12月期の業績予想に基づく財務指標に、対象者に対して同年9月に実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果などを考慮し、公開買付者が、対象者が将来生み出すと見込まれると想定したフリー・キャッシュフローをもとに試算したディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）にて対象者の普通株式の株式価値を検証し、さらに、対象者及び和泉学氏とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、並びにマネジメント・バイアウトの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析（金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析）等も踏まえ、平成21年11月6日開催の取締役会において、普通株式の買付価格を2,260円に決定い

たしました。公開買付者は、普通株式の買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

なお、普通株式の買付価格2,260円は、東京証券取引所における公開買付けの開始を決議した日の前営業日である平成21年11月5日の対象者の株式の終値である1,563円、同日までの対象者の株式の終値の過去1ヶ月単純平均値1,521円（小数点以下を四捨五入しており、以下、市場株価の終値の単純平均値の算出にあたっては同様です。）、過去3ヶ月単純平均値1,588円及び過去6ヶ月単純平均値1,645円に対して、それぞれ、44.59%、48.59%、42.32%及び37.39%（いずれも、小数点以下第三位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格であり、本届出日の前営業日である平成21年11月6日の対象者の株式の終値である1,590円、同日までの対象者の株式の終値の過去1ヶ月単純平均値1,523円、過去3ヶ月単純平均値1,587円及び過去6ヶ月単純平均値1,645円に対して、それぞれ、42.14%、48.39%、42.41%及び37.39%（いずれも、小数点以下第三位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格です。

また、本公開買付けの対象となる新株予約権は、全て対象者の従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、対象者普通株式1株当たりの行使価額（3,610円）は本公開買付価格である2,260円を上回っております。当該新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、平成21年11月6日開催の取締役会において、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

一方、対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社KPMGFAS（以下「KPMGFAS」といいます。）を選任し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、平成21年11月4日付で株式価値算定書を取得しております。

KPMGFASは、対象者の普通株式の株式価値を算定するにあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。KPMGFASは、これらの情報を踏まえて対象者の普通株式の株式価値を算定し、株式価値算定書を対象者の取締役会に提出いたしました。提出された株式価値算定書によれば、KPMGFASは、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に株式価値を分析するために、市場株価方式、DCF方式及び類似会社比準方式を用いて対象者の普通株式の株式価値を分析しており、各方式に基づき分析した株式価値の分析結果は以下のとおりです。

（i）市場株価方式は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を分析する手法であり、上場企業の株式価値分析における客観的な分析手法であると考え、採用しております。市場株価方式では、平成21年11月2日を分析基準日とし、東京証券取引所市場第二部における1ヶ月から6ヶ月の対象者の市場株価終値単純平均値をもとに対象者の普通株式1株当たりの価値を1,517円から1,647円と分析しております。

（ii）DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく分析手法であり、対象者の継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての価値分析を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、対象者の平成21年2月に公表された中期経営計画及び直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき分析した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値を2,153円から2,493円と分析しております。また、将来の利益計画上、大幅な増減を見込んでおりません。

（iii）類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、株式市場の状況を反映することができる分析手法として、採用しております。類似会社比準方式では、対象者と類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す各種財務指標を分析した上で、対象者の普通株式1株当たりの価値を2,022円から2,428円と分析しております。

対象者はKPMGFASより、上記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けました。なお、対象者は、KPMGFASより買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

対象者の取締役会は、平成21年11月6日、KPMGFASの上記株式価値算定結果を参考に、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議・検討した結果、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募さ

れることを勧めることについて承認可決しました。

新株予約権は、対象者の従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、また財務アドバイザーに対して価値の算定を依頼していないことから、対象者の取締役会は新株予約権に係る買付価格の妥当性については意見を表明しない旨の決議を行っております。なお、新株予約権はストックオプションとして付与されたもので、新株予約権割当契約等において譲渡を禁止していることから、新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定しないとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして公開買付者及び対象者から独立した第三者である T M I 総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要なその他の情報を取得しております。対象者の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議・検討した結果、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

取締役及び監査役承認

対象者は、平成21年11月6日開催の取締役会において、上記 及び に記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、和泉学氏は本公開買付け後に公開買付者に出資することが予定されていることから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき対象者の取締役が株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、対象者との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していません。

また、対象者の非常勤取締役である藤井明氏は、対象者の親会社であり、公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている米久の取締役（代表取締役社長）を兼任していることに鑑み、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していません。

他方、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての決議については、特別利害関係を有する和泉学氏及び対象者と利益が相反する可能性がある藤井明氏を除き、対象者の取締役全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で決議が行われております。

さらに、対象者の取締役会には桑田和男氏以外の全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の監査役である桑田和男氏は、対象者の親会社であり公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている米久の取締役を兼任していることに鑑み、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、本公開買付けに関する審議に参加しておりません。

比較的長期の公開買付期間の設定及び対抗的な買付けの機会の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

買付予定の株券等の数の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付け終了後における公開買付者の株式所有割合が75.00%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上となることを成立の条件としています。すなわち、公開買付者は、対象者の平成21年8月14日現在の発行済株式総数（9,100,000株、自己株式を除きます。なお、平成21年9月30日現在、対象者は自己株式を保有しておりません。）から公開買付者が本届出日現在、既に所有している株式数（100株）と後記「（6）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、本公開買付けに応募する旨の合意をしている米久の所有株式数（3,900,000株）及び和泉学氏の所有株式数（207,100株）並びに米久との間で本公開買付けに応募させる旨の合意をしているセブンフードサービスの所有株式数（380,000株）の合計数（4,487,200株）を控除した株式数（4,612,800株）のうち、その過半数の議決権に相当する株式数（2,306,500株）を超える株式が本公開買付けに応募されることを確保するため、本公開買付けにおいて、株式所有割合が75.00%となる株式数（6,825,000株）以上の応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。これにより、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募することが合意された株式を除く対象者の株式について、多数の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引は行われなことから、本公開買付けの少数株主への強圧的な効果が縮減され、その結果、対象者の株主の皆様の意思が尊重されることとなります。なお、対象者の新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額（3,610円）は本公開買付価格である2,260円を上回っており、また、対象者の取締役会においては、新株予約権者が応募する場合にその譲渡を承認することを予定していないとのことでもあるため、本公開買付けにおける買付予定数の下限の設定及び株式所有割合の計算にあたり、新株予約権の存在及び応募については考慮しておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者に対する株式所有割合が75.00%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)以上となりますが、本公開買付けにより対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)及び新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び対象者の当該株式の全部(自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。

また、本株主総会にて上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日に本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、公開買付者は、本株主総会と本種類株主総会の議決権の基準日を平成21年12月31日とするため、本公開買付けの成立前であっても、本公開買付けの期間中に本種類株主総会の基準日設定公告を行うことを対象者に要請する予定です。

本公開買付けが成立し本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て(自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付けの買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定ですが、算定の時点が異なることから、かかる基準となる金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本届出日現在において未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者が対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記乃至の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、()上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、取得しなかった対象者の新株予約権について、対象者に対し、当該新株予約権を消滅させるために必要な手續を行うことを要請し、対象者はかかる要請に応じて当該新株予約権を消滅させるために必要な手續を行う場合がありますが、現時点でその方法は決定しておりません。

公開買付者は、上記各手續の実行後に、対象者の事業遂行及び経営の観点から支障がないこと(公開買付者が必要な許認可等を取得していることを含みますが、これに限られません。)が確認された場合には、公開買付者の選択により、公開買付者と対象者との間で合併等の組織再編が行われる可能性があります。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手續における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み旨及びその理由

対象者の普通株式は、本届出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の株券上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に従い、対象者の普通株式は所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項について)」記載の手續に従って、適用ある法令に従い、対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、その場合にも、対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、対象者の親会社である米久との間で平成21年11月6日付で公開買付け応募契約書を締結し、その保有する対象者の普通株式の全てである3,900,000株(株式所有割合:約42.86%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、公開買付者は、当該公開買付け応募契約書において、米久が、米久の子会社であるセブンフードサービスをして、その保有する対象者の普通株式の全てである380,000株(株式所有割合:約4.18%)について、本公開買付けに応募させる旨の合意をしております。なお、米久は、その保有する対象者の普通株式の本公開買付けへの応募にあたり、米久と麒麟麦酒株式会社及び米久とキリンビバレッジ株式会社との間に存在する株主間協定書に従い、両社に対する通知を行う予定です。

カーライルファンドは、和泉学氏との間で平成21年11月6日付で覚書を締結し、その保有する対象者の普通株式の全てである207,100株（株式所有割合：約2.28%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

（注）マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を購入することをいいます。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成21年11月9日(月曜日)から平成21年12月21日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	平成21年11月9日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	1株につき、金2,260円
新株予約権証券	新株予約権1個につき、金1円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券()	-
株券等預託証券()	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、平成21年6月頃から本公開買付けの実施の可能性を含めた検討を開始しました。まず、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格を決定するために、対象者の普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格の推移をもとにした市場株価平均方式、対象者と同様の事業を展開する類似上場会社の株価指標から導き出した類似会社比準方式及び対象者が公表している平成21年12月期の業績予想に基づく財務指標に、対象者に対して同年9月に実施した買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果などを考慮し、公開買付者が、対象者が将来生み出すと見込まれると想定したフリー・キャッシュフローをもとに試算したDCF方式にて対象者の普通株式の株式価値を検証し、さらに、対象者及び和泉学氏とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、並びにマネジメント・パイアウトの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析(金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析)等も踏まえ、平成21年11月6日開催の取締役会において、普通株式の買付価格を2,260円に決定いたしました。公開買付者は、普通株式の買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。</p>

	<p>なお、普通株式の買付価格2,260円は、東京証券取引所における公開買付者が本公開買付けの開始を決議した日の前営業日である平成21年11月5日の対象者の株式の終値である1,563円、同日までの対象者の株式の終値の過去1ヶ月単純平均値1,521円（小数点以下を四捨五入しており、以下、市場株価の終値の単純平均値の算出にあたっては同様です。）、過去3ヶ月単純平均値1,588円及び過去6ヶ月単純平均値1,645円に対して、それぞれ、44.59%、48.59%、42.32%及び37.39%（いずれも、小数点以下第三位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格であり、本届出日の前営業日である平成21年11月6日の対象者の株式の終値である1,590円、同日までの対象者の株式の終値の過去1ヶ月単純平均値1,523円、過去3ヶ月単純平均値1,587円及び過去6ヶ月単純平均値1,645円に対して、それぞれ、42.14%、48.39%、42.41%及び37.39%（いずれも、小数点以下第三位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格です。</p> <p>また、本公開買付けの対象となる新株予約権は、全て対象者の従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、対象者普通株式1株当たりの行使価額（3,610円）は本公開買付価格である2,260円を上回っております。当該新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、平成21年11月6日開催の取締役会において、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。</p>
算定の経緯	<p>（買付価格の決定に至る経緯について）</p> <p>対象者経営陣は、経営環境の大きな変化に対応し、中長期的な観点から企業価値を向上させるためには、成長力の原点である「人財」の従前以上の組織への求心力と、経営基盤の強化を実現できる枠組みを構築することが急務であると判断いたしました。経営基盤の強化には、(i)現在から将来にわたって考えられる経営環境の変化に十分に対応できる意思決定のスピードと、その決定された経営陣の判断を全従業員に浸透させられる経営管理力の強化、(ii)対象者が今後打ち出していく既存のビジネスモデルを超えた新たな取組みに対応できるフレキシブルかつ責任と権限が明確化され適任者が配置できるだけの十分な「人財」の確保とスキルアップさせるための環境の整備、(iii)時代や環境に適合するために常に進化し続ける居酒屋業態の展開、(iv)「食」に関する居酒屋にとらわれない新業態の開発、(v)今後の経営を担う中長期的な組織体系を意識した「人財」の育成のための教育制度の構築等が含まれており、これらの諸施策の実施のためには積極的な投資が必要になることから、コストの先行とその結果が想定どおりの効果を必ずしも生み出さないリスクがあることが想定されております。そのため、現在の厳しい環境に対応するための経営と、中長期的な視点に立った経営基盤の強化を同時並行で実行することは、一時的に対象者の経営成績の悪化を招いたり、現在の事業モデルの維持、あるいは将来に向けた成長モデルの継続ができなくなる事態を招いたりする恐れがあり、資本市場から対象者の経営に対して十分な評価を得られない可能性があるかと判断いたしました。</p>

このような中期に渡るリスクを一般株主に負っていただくことを回避するとともに、今後の経営方針を共有した経営支援経験が豊かな第三者と対象者との協働で事業を展開していくことが、対象者の企業価値の更なる向上には必要であるとして、マネジメント・バイアウトの手法を実行することといたしました。

公開買付者は、平成21年6月頃から本公開買付けの実施の可能性を含めた検討を開始しました。公開買付者は、上記「算定の基礎」に記載のとおり、対象者の普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格の推移をもとにした市場株価平均方式、対象者と同様の事業を展開する類似上場会社の株価指標から導き出した類似会社比準方式及び対象者が公表している平成21年12月期の業績予想に基づく財務指標に、対象者に対して同年9月に実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果などを考慮し、公開買付者が、対象者が将来生み出すと見込まれると想定したフリー・キャッシュフローをもとに試算したDCF方式にて対象者の普通株式の株式価値を検証し、さらに、対象者及び和泉学氏とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、並びにマネジメント・バイアウトの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析（金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析）等も踏まえ、平成21年11月6日開催の取締役会において、普通株式の買付価格を2,260円に決定いたしました。公開買付者は、普通株式の買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。
(買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について)

対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるKPMGFASを選任し、対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成21年11月4日付で株式価値算定書を取得しております。

KPMGFASは、対象者の普通株式の株式価値を算定するにあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。KPMGFASは、これらの情報を踏まえて対象者の普通株式の株式価値を算定し、株式価値算定書を対象者の取締役会に提出いたしました。提出された株式価値算定書によれば、KPMGFASは、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に株式価値を分析するために、市場株価方式、DCF方式及び類似会社比準方式を用いて対象者の普通株式の株式価値を分析しており、各方式に基づき分析した株式価値の分析結果は以下のとおりです。

	<p>(i) 市場株価方式は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を分析する手法であり、上場企業の株式価値分析における客観的な分析手法であると考え、採用しております。市場株価方式では、平成21年11月2日を分析基準日とし、東京証券取引所市場第二部における1ヶ月から6ヶ月の対象者の市場株価終値単純平均値をもとに対象者の普通株式1株当たりの価値を1,517円から1,647円と分析しております。</p> <p>(ii) DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく分析手法であり、対象者の継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての価値分析を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、対象者の平成21年2月に公表された中期経営計画及び直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき分析した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値を2,153円から2,493円と分析しております。また、将来の利益計画上、大幅な増減を見込んでおりません。</p> <p>(iii) 類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、株式市場の状況を反映することができる分析手法として、採用しております。類似会社比準方式では、対象者と類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す各種財務指標を分析した上で、対象者の普通株式1株当たりの価値を2,022円から2,428円と分析しております。</p> <p>対象者はKPMGFASより、上記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けました。なお、対象者は、KPMGFASより買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。</p> <p>他方、対象者の新株予約権は、対象者の従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、また財務アドバイザーに対して価値の算定を依頼していないことから、対象者の取締役会は新株予約権に係る買付価格の妥当性については意見を表明しない旨の決議を行っております。なお、新株予約権はストックオプションとして付与されたもので、新株予約権割当契約等において譲渡を禁止していることから、新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定しないとのことです。</p> <p>対象者の取締役会は、平成21年11月6日、KPMGFASの上記株式価値算定結果を参考に、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議・検討した結果、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。</p>
--	--

さらに、対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして公開買付者及び対象者から独立した第三者であるTMI総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要なその他の情報を取得しております。対象者の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議・検討した結果、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

対象者は、平成21年11月6日開催の取締役会において、上記に記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、和泉学氏は本公開買付け後に公開買付者に出資することが予定されていることから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき対象者の取締役が株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、対象者との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

また、対象者の非常勤取締役である藤井明氏は、対象者の親会社であり、公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている米久の取締役（代表取締役社長）を兼任していることに鑑み、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

他方、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての決議については、特別利害関係を有する和泉学氏及び対象者と利益が相反する可能性がある藤井明氏を除き、対象者の取締役全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で決議が行われております。

	<p>さらに、対象者の取締役会には桑田和男氏以外の全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の監査役である桑田和男氏は、対象者の親会社であり公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている米久の取締役を兼任していることに鑑み、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、本公開買付けに関する審議に参加しておりません。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,188,100 (株)	6,825,000 (株)	- (株)

(注1) 買付予定数(9,188,100株)は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株式に換算した最大数(以下「最大買付数」といいます。)です。これは、対象者の平成21年12月期(第26期)第2四半期報告書(平成21年8月14日提出)に記載された平成21年8月14日現在の対象者の発行済株式総数9,100,000株から、公開買付者が本届出日現在保有する対象者株式(100株)を控除し、平成21年6月30日現在の新株予約権の目的となる対象者株式(平成21年7月1日以降本届出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の数(88,200株)を加えた数を記載したものです。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,825,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,825,000株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注3) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。但し、後記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」において記載されているとおり、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人(後記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」において記載されるものをいいます。)に開設された応募株主等(以下に定義します。)名義の口座に記載又は記録されている必要があります。詳細については、後記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」をご覧ください。

(注4) 公開買付期間の末日までに、新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注5) 会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	91,881
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	882
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年11月9日現在)(個)(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年11月9日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年6月30日現在)(個)(j)	90,995
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(9,188,100株)に係る議決権の数です。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数(平成21年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者の平成21年12月期(第26期)第2四半期報告書(平成21年8月14日提出)記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書記載の単元未満株式の数(500株)に係る議決権の数(5個)及び平成21年6月30日現在の新株予約権の目的となる対象者株式(平成21年7月1日以降本届出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の数(88,200株)に係る議決権の数(882個)を加えた91,882個を分母として計算しております。

(注3)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

応募株券等が株式の場合の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記載又は記録されている必要があります。応募に際して、応募株券等が公開買付代理人に開設された応募株主口座に記載又は記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株券等が新株予約権の場合の応募に際しては、新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権証券」及び対象者と締結した「新株予約権割当契約書」をご提出ください。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

対象者の株主名簿管理人である日本証券代行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等については、特別口座に記載又は記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人に開設された応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人に開設された応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人に開設された応募株主口座に記載又は記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記載又は記録することはできません。

公開買付期間の末日までに、新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの対象とします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面に住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本、印鑑登録証明書その他官公庁から発行された書類（6ヶ月以内に作成のもので、名称と本店所在地の両方を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	20,765,106,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	200,000,000
その他(円)(c)	7,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	20,972,106,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合における、本公開買付けにおける買付予定数(9,188,100株)に、1株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】
【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	買付け等に要する資金に 充当するための借入れ (注1) (1)タームローン 弁済期:2015年12月31日 (分割返済) 金利:TIBORに基づく 変動金利 担保:対象者株式等 (2)ブリッジローン 弁済期:2010年6月末日、 2010年7月末日又は 2010年8月末日(期限一 括返済) 金利:TIBORに基づく 変動金利 担保:対象者株式等	3,739,000
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区内幸町一丁目1番5号)	買付け等に要する資金に 充当するための借入れ (注2) (1)タームローン 弁済期:2015年12月31日 (分割返済) 金利:TIBORに基づく 変動金利 担保:対象者株式等 (2)ブリッジローン 弁済期:2010年6月末日、 2010年7月末日又は 2010年8月末日(期限一 括返済) 金利:TIBORに基づく 変動金利 担保:対象者株式等	3,739,000
2	銀行	株式会社日本政策投資銀行 (東京都千代田区大手町一丁目9番1号)	買付け等に要する資金に 充当するための借入れ (注3) (1)タームローン 弁済期:2015年12月31日 (分割返済) 金利:TIBORに基づく 変動金利 担保:対象者株式等 (2)ブリッジローン 弁済期:2010年6月末日、 2010年7月末日又は 2010年8月末日(期限一 括返済) 金利:TIBORに基づく 変動金利 担保:対象者株式等	3,738,000
計(b)				11,216,000

- (注1) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、株式会社三菱東京UFJ銀行から、本公開買付けにおける株式買付資金及びその他の付帯費用として3,739,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、借入の具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細については、別途協議のうえ融資契約その他の関連契約において定めるものとします。
- (注2) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、本公開買付けにおける株式買付資金及びその他の付帯費用として3,739,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、借入の具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細については、別途協議のうえ融資契約その他の関連契約において定めるものとします。
- (注3) 公開買付者は、上記借入の裏付けとして、株式会社日本政策投資銀行から、本公開買付けにおける株式買付資金及びその他の付帯費用として3,738,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、借入の具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細については、別途協議のうえ融資契約その他の関連契約において定めるものとします。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
Carlyle Japan Partners II, L.P.による公開買付者株式の引受	5,000,550
Carlyle Japan International Partners II, L.P.による公開買付者株式の引受	5,178,800
CJP Co-Investment II A, L.P.による公開買付者株式の引受	119,350
CJP Co-Investment II B, L.P.による公開買付者株式の引受	322,300
計(d)	10,621,000

- (注) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、Carlyle Japan Partners II, L.P.から5,000,550千円、Carlyle Japan International Partners II, L.P.から5,178,800千円、CJP Co-Investment II A, L.P.から119,350千円及びCJP Co-Investment II B, L.P.から322,300千円、カーライルフاند合計10,621,000千円を下限として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

21,837,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

平成21年12月29日(火曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人に開設された応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。新株予約権については、応募に際して提出された前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1)応募の方法」に記載した書類及び新株予約権証券を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,825,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,825,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行うとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

平成21年9月16日 株式会社エフ・ディーを資本金12万5千円で設立

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (1) 株式保有による事業活動の支配管理
- (2) 前号に付随関連する一切の事業

事業の内容

公開買付者は、対象者の株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に対象者の事業を支配し、管理することを主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成21年11月9日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
125,000	5

【大株主】

平成21年11月9日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
シージェイピー・ツー・ジェネラル・ パートナー・エル・ピー	ケイマン諸島、グランド ・ケイマンKY1-9005、 ジョージ・タウン、メア リー・ストリート87、 ウォーカー・ハウス、 ウォーカー・コーポ レート・サービスズ・ リミテッド	5	100.00
計	-	5	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成21年11月9日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(株)
代表取締役	-	丸茂 正人	昭和40年10月23日	平成2年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほコーポレート銀行)入行 平成13年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社同社ヴァイスプレジデント 平成14年1月 同社ディレクター 平成16年10月 (株)ウィルコム取締役(現) 平成19年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター(株) 平成19年6月 コバレントマテリアル(株)取締役(現) 平成21年9月 当社代表取締役(現)	-
取締役	-	ジェフリー・ウィリアム・ファーガソン	昭和40年7月8日	平成3年8月 ヴィンソン・アンド・エルキンス入社 平成10年1月 レイサム・アンド・ワトキンス入社 平成11年5月 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー入社同社マネージングディレクター兼ジェネラルカウンセル(現) 平成21年9月 当社取締役(現)	-
取締役	-	デイビッド・ウィリッチ	昭和40年1月22日	昭和61年8月 プライスウォータハウス・クーパース入社 平成7年8月 ディスカバリー・コミュニケーションズ・インク入社 平成13年1月 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー入社同社ヴァイスプレジデント 平成19年1月 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー プリンシパル(現) 平成21年9月 当社取締役(現)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(株)	
監査役	-	グレン・グールド	昭和46年6月25日	平成6年1月 平成9年4月 平成17年7月 平成21年9月	ブリガム・ヤング大学 アカウンティング・クラーク アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー入社 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー入社 同社アソシエイトヴァイスプレジデント(現) 当社監査役(現)	-
計					-	

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」に基づいて作成しております。

なお、公開買付者の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査は受けておりません。また、公開買付者には子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【貸借対照表】

区分	当事業年度 (平成21年9月30日)	
	金額(円)	構成比(%)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	250,000	
流動資産合計	250,000	100.0
固定資産		
固定資産合計	-	-
繰延資産		
繰越資産合計	-	-
資産合計	250,000	100.0
(負債の部)		
流動負債		
未払法人税等	5,800	
流動負債合計	5,800	2.3
固定負債		
固定負債合計	-	-
負債合計	5,800	2.3
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金	125,000	50.0
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金	125,000	
資本剰余金合計	125,000	50.0
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰延利益剰余金	5,800	
利益剰余金合計	5,800	2.3
株主資本合計	244,200	97.7
純資産合計	244,200	97.7
負債純資産合計	250,000	100.0

【損益計算書】

区分	当事業年度 (自平成21年9月16日 至平成21年9月30日)	
	金額(円)	百分比(%)
売上高		-
売上総利益		-
販売費及び一般管理費		-
営業利益		-
営業外収益		-
税引前当期純利益		-
法人税、住民税及び事業税	5,800	-
当期純損失	5,800	-

【株主資本等変動計算書】

(単位：円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
前期末残高	-	-	-		-	-	-
当期変動額	-	-	-		-	-	-
新株の発行	125,000	125,000	125,000	-	-	250,000	250,000
当期純損失金額	-	-	-	5,800	5,800	5,800	5,800
当期変動額合計	125,000	125,000	125,000	5,800	5,800	244,200	244,200
当期末残高	125,000	125,000	125,000	5,800	5,800	244,200	244,200

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自平成21年9月16日 至平成21年9月30日)
1. 消費税等の処理方法	税抜処理によっております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(損益計算書関係)

当事業年度 (自平成21年9月16日 至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自平成21年9月16日 至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成21年11月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成21年11月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

該当事項はありません。

【所有株券等の数】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
株式会社エフ・ディー	普通株式	100株	-	100株

(注)平成21年10月8日付で締結された株式譲渡契約書に基づき、吉成章博氏から相対売買により100株を取得しております。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 対象者における賛同決議

対象者は、平成21年11月6日開催の取締役会において、後記「(4) 利益相反を回避する措置の具体的内容」の及びに記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

カーライルファンドは、和泉学氏との間で平成21年11月6日付で覚書を締結し、その保有する対象者の普通株式の全てである207,100株(株式所有割合:約2.28%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、当該覚書においては、本公開買付け後の対象者の運営及び公開買付者の株式の取扱いに関して、主に以下の事項が規定されております。

和泉学氏は、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けの決済後速やかに、3億円を、公開買付者に出資すること。

和泉学氏は、本取引後も、対象者の代表取締役社長として、その職務を誠実に遂行し、対象者の企業価値及び株式価値を最大化すべく最大限努力し、カーライルファンドの事前の同意を得ずに対象者の代表取締役社長たる地位を辞任し、又は再任を拒否しないこと。

和泉学氏は、カーライルファンドの事前の書面による同意なく、その保有する公開買付者の株式の全部又は一部について、譲渡、承継、その他一切の処分を行ってはならないこと。

対象者が再上場せず、カーライルファンドがその保有する公開買付者の株式の全部について、第三者に譲渡しようとする場合、カーライルファンドは、和泉学氏が保有する公開買付者の株式の全部を自己と同一の条件で同一の相手方に対して譲渡することを請求する権利を有すること。

対象者が再上場せず、カーライルファンドがその保有する公開買付者の株式の一部又は全部について、第三者に譲渡しようとする場合（担保権の実行（任意売却を含む。）により処分される場合を除く。）、和泉学氏は、一定の条件下で、その保有する公開買付者の株式の一部又は全部をカーライルファンドと同一の条件で同一の相手方に対して譲渡することを請求する権利を有すること。

和泉学氏が対象者の代表取締役社長でなくなった場合、和泉学氏は、その保有する公開買付者の株式の全部につき、公正な対価その他合理的な条件にて、カーライルファンドの合理的に指示する相手方に対して譲渡すること。

（３）本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

カーライル・グループは、本届出日現在、運用総額約860億ドル以上、1987年の設立以来920件以上の投資実績を持つ世界最大級のプライベート・エクイティ投資会社です。本届出日現在、世界20カ国において475名以上のプロフェッショナルが活動しており、対象者と同様の消費者向けの事業を営む企業に対する投資実績も含む、幅広い業種においてパイアウト、ベンチャー/グロス・キャピタル、リアルエステート、レバレッジド・ファイナンスの投資活動を行っています。日本においても、国内向けのパイアウト第二号ファンドであるCarlyle Japan Partners IIは、本届出日現在、国内最大規模の2,156億円の投資資金を擁し、積極的に企業価値の最大化のための経営支援を行っています。

対象者は、洋風居酒屋のフランチャイズ事業を目的として、昭和59年2月にジャスコ株式会社（現イオン株式会社）100.00%出資の子会社として東京都千代田区神田錦町において創業いたしました。平成9年8月には米久がジャスコ株式会社から対象者の経営権を買取り、それにより対象者は米久の連結子会社となり、米久の企業集団の中で、居酒屋に特化した独立企業体として新たに出発することとなりました。その後、対象者経営陣の強いリーダーシップのもと、お客様に高品質で付加価値の高いサービスを継続的に提供することで業績・業容を大きく拡大し、平成9年12月末時点で97店舗だった直営店及びフランチャイズ店の総店舗数は、平成16年12月末時点で254店舗（直営店は113店舗）となりました。この間に、現在の主力業態となっている「はなの舞」が、お客様のニーズに合わせた進化を遂げ成長するとともに、出店地域も関東から中部、東北へと徐々に拡大を遂げまいりました。このような店舗数及び出店地域の成長・拡大を背景に、対象者は、平成17年2月に株式会社ジャスダック証券取引所に株式上場し、平成9年をピークに居酒屋業界を含む外食産業の市場規模が縮小している中、その後も対象者の経営成績は順調に推移いたしました。

すなわち、「はなの舞」を主力業態として「さかなや道場」、「こだわりやま」等の複数業態による店舗展開を行い、平成20年12月事業年度まで10期連続増収及び7期連続の増益となり、同事業年度末において直営店及びフランチャイズ店の総店舗数は459店舗を達成しました。このような対象者の店舗及び業態の拡大を背景に、平成20年12月に東京証券取引所市場第二部に株式上場いたしました。

対象者経営陣は、このような成長力の原点は「人財」と考えており、その「人財」力の強化が、お客様に支持されるサービスレベルの向上、業容拡大と知名度の向上、継続的に安全・安心・新鮮な食材を安価でおいしく提供できる源泉につながっていると考えております。対象者にとって、継続的に実現してきた事業成長に伴う外食産業におけるプレゼンスの拡大は、対象者の役員及び従業員の士気を高め、社内の活力を維持・向上するために非常に重要でありました。

一方、東京証券取引所上場後の対象者を取り巻く足許の経営環境は急速に厳しい局面をむかえております。上述のとおり外食産業全体の市場規模が縮小し続けていることに加え、世界的金融不安による景気の低迷及びそれによる一段の消費の落ち込み、中食事業の発展による外食機会の減少、対象者と同様の事業を展開する同業他社による積極出店・既存店での値引きも含めた激しい競争環境、更には、本年夏の長雨や冷夏の影響など、予断を許さない状況が続いております。対象者は、このような環境の中でも、現状をしっかりと捉え独自の経営戦略で他社との差別化・個性化を推進するための取り組みとして、既存業態を同じフォーマットで展開するのではなく、立地条件やお客様のニーズにあわせて変化させる「進化」と、よりお客様に喜んでいただくための食材や空間のこだわりを迫及した「深化」を継続して追求しております。すなわち、社員教育の強化を通じた接客及び調理技術向上によるサービス力の強化、新たなコンセプトの居酒屋業態の展開に加え、食事を中心としたメニューをとり揃えた新業態への挑戦、既存店舗の改装等による居心地の良い空間の提供、立地環境の変化やニーズの変化に伴った業態の転換、お客様に新しさを伝え続ける新たなメニュー開発、及びお客様の来店数増加のための販売促進策の導入等を継続的に実施してまいりました。しかしながら、上記諸施策にもかかわらず対象者を取り巻く予測以上の経営環境の悪化により、本年の既存店の月次売上は当初の計画に届かず、通期の業績予想は減益を余儀なくされ、年初以来の経営環境に鑑みれば、今後も厳しい状況がしばらく続くことが想定されます。

対象者経営陣は、このような経営環境の大きな変化に対応し、中長期的な観点から企業価値を向上させるためには、上述の短期的な対応に加えて、成長力の原点である「人材」の従前以上の組織への求心力と、経営基盤の強化を実現できる枠組みを構築することが急務であると判断いたしました。経営基盤の強化には、(i)現在から将来にわたって考えられる経営環境の変化に十分に対応できる意思決定のスピードと、その決定された経営陣の判断を全従業員に浸透させられる経営管理力の強化、(ii)対象者が今後打ち出していく既存のビジネスモデルを超えた新たな取組みに対応できるフレキシブルかつ責任と権限が明確化され適任者が配置できるだけの十分な「人材」の確保とスキルアップさせるための環境の整備、(iii)時代や環境に適合するために常に進化し続ける居酒屋業態の展開、(iv)「食」に関する居酒屋にとらわれない新業態の開発、(v)今後の経営を担う中長期的な組織体系を意識した「人材」の育成のための教育制度の構築等が含まれており、これらの諸施策の実施のためには積極的な投資が必要になることから、コストの先行とその結果が想定どおりの効果を必ずしも生み出さないリスクがあることが想定されております。そのため、現在の厳しい環境に対応するための経営と、中長期的な視点に立った経営基盤の強化を同時並行で実行することは、一時的に対象者の経営成績の悪化を招いたり、現在の事業モデルの維持、あるいは将来に向けた成長モデルの継続ができなくなる事態を招いたりする恐れがあり、資本市場から対象者の経営に対して十分な評価を得られない可能性があるかと判断いたしました。このような中期に渡るリスクを一般株主に負っていただくことを回避するとともに、今後の経営方針を共有した経営支援経験が豊かな第三者と対象者との協働で事業を展開していくことが、対象者の企業価値の更なる向上には必要であるとして、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法を実行することといたしました。なお、対象者の「人材」の重要性に鑑みて、本公開買付けが成立した後は、対象者の役員及び従業員に対する、持株会、ストックオプション等のインセンティブプランの導入を予定しており、対象者の役員及び従業員が一丸となった新しい枠組みでの企業価値創造を図ることとなります。

(4) 利益相反を回避する措置の具体的内容

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような事項を考慮いたしました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、平成21年6月頃から本公開買付けの実施の可能性を含めた検討を開始しました。まず、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格を決定するために、対象者の普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格の推移をもとにした市場株価平均方式、対象者と同様の事業を展開する類似上場会社の株価指標から導き出した類似会社比準方式及び対象者が公表している平成21年12月期の業績予想に基づく財務指標に、対象者に対して同年9月に実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果などを考慮し、公開買付者が、対象者が将来生み出すと見込まれると想定したフリー・キャッシュフローをもとに試算したDCF方式にて対象者の普通株式の株式価値を検証し、さらに、対象者及び和泉学氏とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、並びにマネジメント・バイアウトの一環として行われた公開買付けの過去事例におけるプレミアム水準についての分析（金融・マーケット環境や各対象者の財務状況及び収益予想等を考慮した分析）等も踏まえ、平成21年11月6日開催の取締役会において、普通株式の買付価格を2,260円に決定いたしました。公開買付者は、普通株式の買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

なお、普通株式の買付価格2,260円は、東京証券取引所における公開買付者が本公開買付けの開始を決議した日の前営業日である平成21年11月5日の対象者の株式の終値である1,563円、同日までの対象者の株式の終値の過去1ヶ月単純平均値1,521円（小数点以下を四捨五入しており、以下、市場株価の終値の単純平均値の算出にあたっては同様です。）、過去3ヶ月単純平均値1,588円及び過去6ヶ月単純平均値1,645円に対して、それぞれ、44.59%、48.59%、42.32%及び37.39%（いずれも、小数点以下第三位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格であり、本届出日の前営業日である平成21年11月6日の対象者の株式の終値である1,590円、同日までの対象者の株式の終値の過去1ヶ月単純平均値1,523円、過去3ヶ月単純平均値1,587円及び過去6ヶ月単純平均値1,645円に対して、それぞれ、42.14%、48.39%、42.41%及び37.39%（いずれも、小数点以下第三位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格です。

また、本公開買付けの対象となる新株予約権は、全て対象者の従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、対象者普通株式1株当たりの行使価額（3,610円）は本公開買付価格である2,260円を上回っております。当該新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、平成21年11月6日開催の取締役会において、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

一方、対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるKPMGFASを選任し、対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、平成21年11月4日付で株式価値算定書を取得しております。

KPMGFASは、対象者の普通株式の株式価値を算定するにあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。KPMGFASは、これらの情報を踏まえて対象者の普通株式の株式価値を算定し、株式価値算定書を対象者の取締役会に提出いたしました。提出された株式価値算定書によれば、KPMGFASは、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に株式価値を分析するために、市場株価方式、DCF方式及び類似会社比準方式を用いて対象者の普通株式の株式価値を分析しており、各方式に基づき分析した株式価値の分析結果は以下のとおりです。

(i) 市場株価方式は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を分析する手法であり、上場企業の株式価値分析における客観的な分析手法であると考え、採用しております。市場株価方式では、平成21年11月2日を分析基準日とし、東京証券取引所市場第二部における1ヶ月から6ヶ月の対象者の市場株価終値単純平均値をもとに対象者の普通株式1株当たりの価値を1,517円から1,647円と分析しております。

(ii) DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく分析手法であり、対象者の継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての価値分析を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、対象者の平成21年2月に公表された中期経営計画及び直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき分析した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値を2,153円から2,493円と分析しております。また、将来の利益計画上、大幅な増減を見込んでおりません。

(iii) 類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、株式市場の状況を反映することができる分析手法として、採用しております。類似会社比準方式では、対象者と類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す各種財務指標を分析した上で、対象者の普通株式1株当たりの価値を2,022円から2,428円と分析しております。

対象者はKPMGFASより、上記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けました。なお、対象者は、KPMGFASより買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

対象者の取締役会は、平成21年11月6日、KPMGFASの上記株式価値算定結果を参考に、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に協議・検討した結果、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

新株予約権は、対象者の従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、また財務アドバイザーに対して価値の算定を依頼していないことから、対象者の取締役会は新株予約権に係る買付価格の妥当性については意見を表明しない旨の決議を行っております。なお、新株予約権はストックオプションとして付与されたもので、新株予約権割当契約等において譲渡を禁止していることから、新株予約権者が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定しないとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして公開買付者及び対象者から独立した第三者であるTMI総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要なその他の情報を取得しております。対象者の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議・検討した結果、本公開買付けについて賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて承認可決しました。

取締役及び監査役承認

対象者は、平成21年11月6日開催の取締役会において、上記及びに記載した協議・検討を経て、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、和泉学氏は本公開買付け後に公開買付者に出資することが予定されていることから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき対象者の取締役が株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、対象者との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していません。

また、対象者の非常勤取締役である藤井明氏は、対象者の親会社であり、公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている米久の取締役（代表取締役社長）を兼任していることに鑑み、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していません。

他方、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての決議については、特別利害関係を有する和泉学氏及び対象者と利益が相反する可能性がある藤井明氏を除き、対象者の取締役全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で決議が行われております。

さらに、対象者の取締役会には桑田和男氏以外の全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の監査役である桑田和男氏は、対象者の親会社であり公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている米久の取締役を兼任していることに鑑み、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、本公開買付けに関する審議に参加していません。

比較的長期の公開買付期間の設定及び対抗的な買付けの機会の確保

公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

買付予定の株券等の数の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付け終了後における公開買付者の株式所有割合が75.00%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上となることを成立の条件としています。すなわち、公開買付者は、対象者の平成21年8月14日現在の発行済株式総数（9,100,000株、自己株式を除きます。なお、平成21年9月30日現在、対象者は自己株式を保有しておりません。）から公開買付者が本届出日現在、既に所有している株式数（100株）と前記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「（6）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、本公開買付けに応募する旨の合意をしている米久の所有株式数（3,900,000株）及び和泉学氏の所有株式数（207,100株）並びに米久との間で本公開買付けに応募させる旨の合意をしているセブンフードサービスの所有株式数（380,000株）の合計数（4,487,200株）を控除した株式数（4,612,800株）のうち、その過半数の議決権に相当する株式数（2,306,500株）を超える株式が本公開買付けに応募されることを確保するため、本公開買付けにおいて、株式所有割合が75.00%となる株式数（6,825,000株）以上の応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。これにより、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募することが合意された株式を除く対象者の株式について、多数の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引は行われなかったこととなることから、本公開買付けの少数株主への強圧的な効果が縮減され、その結果、対象者の株主の皆様の意思が尊重されることとなります。なお、対象者の新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額（3,610円）は本公開買付価格である2,260円を上回っており、また、対象者の取締役会においては、新株予約権者が応募する場合にその譲渡を承認することを予定していないとのことでもあるため、本公開買付けにおける買付予定数の下限の設定及び株式所有割合の計算にあたり、新株予約権の存在及び応募については考慮しておりません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	平成18年12月期 (第23期)	平成19年12月期 (第24期)	平成20年12月期 (第25期)
売上高(百万円)	28,076	34,423	38,698
売上原価(百万円)	9,893	12,005	13,700
販売費及び一般管理費(百万円)	15,953	19,457	21,632
営業外収益(百万円)	185	183	155
営業外費用(百万円)	105	130	119
当期純利益(百万円)	1,184	1,556	1,809

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の平成18年12月期(第23期)有価証券報告書(平成19年3月29日提出)、平成19年12月期(第24期)有価証券報告書(平成20年3月27日提出)及び平成20年12月期(第25期)有価証券報告書(平成21年3月26日提出)より引用しました。

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	平成18年12月期 (第23期)	平成19年12月期 (第24期)	平成20年12月期 (第25期)
1株当たり当期純利益(円)	142.68	175.63	198.86
1株当たり配当額(円)	10.00	14.00	20.00
1株当たり純資産額(円)	595.77	892.81	1,075.81

(注1) 平成20年12月期の1株当たり配当額20円には、記念配当2円を含んでおります。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の平成18年12月期(第23期)有価証券報告書(平成19年3月29日提出)、平成19年12月期(第24期)有価証券報告書(平成20年3月27日提出)及び平成20年12月期(第25期)有価証券報告書(平成21年3月26日提出)より引用しました。

2【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 市場第二部						
	平成21年 5月	平成21年 6月	平成21年 7月	平成21年 8月	平成21年 9月	平成21年 10月	平成21年 11月
最高株価(円)	1,850	1,805	1,742	1,710	1,650	1,598	1,590
最低株価(円)	1,463	1,680	1,605	1,601	1,555	1,440	1,511

(注) 平成21年11月については、平成21年11月6日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	-	10	11	104	30	-	8,774	8,929	-
所有株式数(単元)	-	4,962	67	49,925	12,227	-	23,816	90,997	300
所有株式数の割合(%)	-	5.5	0.1	54.8	13.4	-	26.2	100.00	-

(注1) 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が38単元含まれております。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の平成20年12月期(第25期)有価証券報告書(平成21年3月26日提出)より引用しました。

(注3) 対象者は平成21年8月14日に平成21年12月期(第26期)第2四半期報告書を提出しております。同四半期報告書によると平成21年6月30日現在の対象者の単元未満株式は500株です。

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
米久(株)	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地	3,900	42.9
ビービーエイチ フォー ファイデリティー ロープライス ストック ファンド (常任代理人 三菱東京UFJ銀行決済事業部)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	734	8.1
(株)セブンフードサービス	静岡県静岡市清水区北脇315番地	380	4.2
麒麟麦酒(株)	東京都中央区新川二丁目10番1号	300	3.3
チムニー社員持株会	東京都墨田区横綱一丁目3番20号	217	2.4
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	215	2.4
和泉 学	埼玉県八潮市	205	2.3
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリティー クライアンツ (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	200	2.2
チムニー取引先持株会	東京都墨田区横綱一丁目3番20号	177	1.9
三井生命保険(株)	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	100	1.1
計	-	6,431	70.7

(注1) 日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は176千株であります。

(注2) 次の法人から、平成20年11月21日に大量保有報告書の変更報告書が提出され(報告義務発生日 平成20年11月14日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
エフエムアール エルエルシー	82 DEVONSHIRE STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS 02109, USA	693	7.6

(注3) 上記(注1、2を含みます。)は、対象者の平成20年12月期(第25期)有価証券報告書(平成21年3月26日提出)より引用しました。

(注4) 対象者は平成21年5月14日に平成21年12月期(第26期)第1四半期報告書を提出しております。同四半期報告書によると、次の法人から、平成21年3月6日に大量保有報告書の変更報告書が提出され(報告義務発生日 平成21年2月27日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
エフエムアール エルエルシー	82 DEVONSHIRE STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS 02109, USA	785	8.6

(注5) 上記(注記4を含みます。)は、対象者の平成21年5月14日提出の平成21年12月期(第26期)第1四半期報告書より引用しました。

(注6) 対象者は平成21年8月14日に平成21年12月期(第26期)第2四半期報告書を提出しております。同四半期報告書によると平成21年6月30日現在の対象者の大株主は以下のとおりです。

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
米久(株)	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地	3,900	42.9
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロープライス ストック ファ ンド (常任代理人 三菱東京UFJ銀行決 済事業部)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A (東京都千代田区丸の内二丁目7番 1号)	903	9.9
(株)セブンフードサービス	静岡県静岡市清水区北脇315番地	380	4.2
麒麟麦酒(株)	東京都中央区新川二丁目10番1号	300	3.3
チムニー取引先持株会	東京都墨田区横網一丁目3番20号	215	2.4
チムニー社員持株会	東京都墨田区横網一丁目3番20号	211	2.3
和泉 学	埼玉県八潮市	207	2.3
ノーザン トラスト カンパニー エ イブイエフシー リ ノーザン トラ スト ガンジー ノン トリーティー クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支 店カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	200	2.2
三井生命保険(株)	東京都千代田区大手町一丁目2番3 号	100	1.1
キリンビバレッジ(株)	東京都千代田区神田和泉町1番地	100	1.1
加藤産業(株)	兵庫県西宮市松原町9番20号	100	1.1
計	-	6,618	72.7

(注7) 次の法人から、平成21年7月6日に大量保有報告書の変更報告書が提出され(報告義務発生日平成21年6月30日)、次のとおり株式を所有している旨を受けておりますが、当第2四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
エフエムアール エルエルシー	82 DEVONSHIRE STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS 02109, USA	909	10.0

(注8) 上記(注記7を含みます。)は、対象者の平成21年8月14日提出の平成21年12月期(第26期)第2四半期報告書より引用しました。

【役員】

平成21年3月26日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
和 泉 学	代表取締役社長	-	205	2.25
山 口 実	取 締 役	管理本部長	37	0.41
原 信 吾	取 締 役	直営事業本部長	32	0.35
小 林 巧	取 締 役	F C 事業本部長	1	0.01
神 之 門 良 一	取 締 役	商品本部長	0	0.00
中 本 弘 一	取 締 役	開発・建設本部長	-	-
藤 井 明	取 締 役	-	1	0.01
猪 股 哲 美	常 勤 監 査 役	-	22	0.24
植 松 勝 一	監 査 役	-	-	-
桑 田 和 男	監 査 役	-	-	-
計	-	-	301	3.31

(注1) 取締役藤井明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役植松勝一及び桑田和男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 対象者は、執行役員制度を導入しております。執行役員は9名で内5名は取締役を兼務しております。

取締役常務執行役員	管理本部長	山口 実
取締役執行役員	直営事業本部長	原 信吾
取締役執行役員	F C 事業本部長	小林 巧
取締役執行役員	商品本部長	神之門 良一
取締役執行役員	開発・建設本部長	中本 弘一
執行役員	直営事業副本部長 兼 母店事業部担当	根本 博史
執行役員	F C 事業副本部 兼 F C 開発部	重田 左内
執行役員	管理副本部長	浅田 嘉助
執行役員	直営事業本部第3事業部長	高畑 勝仁

(注4) 上記(注1乃至3を含みます。但し、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合を除きます。)は、対象者の平成20年12月期(第25期)有価証券報告書(平成21年3月26日提出)より引用しました。

(注5) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注6) 対象者は平成21年8月14日に平成21年12月期(第26期)第2四半期報告書を提出しております。同四半期報告書によると平成20年12月期(第25期)有価証券報告書(平成21年3月26日提出)提出後、同四半期報告書提出日までの役員の異動は以下のとおりです。

役名	職名	氏名	退任年月日
取 締 役	直営事業本部長	原 信 吾	平成21年7月17日

(注7) 対象者は、平成21年6月1日付で東京証券取引所において「組織変更、並びに人事異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表による人事異動は以下のとおりです。

新役職名	氏名	旧役職名
執行役員 直営事業本部副本部長 兼 直営事業本部統括担当	高畑 勝仁	執行役員 直営事業本部 副本部長 兼 第3事業部長
執行役員 直営事業本部副本部長 兼 西関東事業部長	根本 博史	執行役員 直営事業本部 副本部長 兼 教育母店統括担当

(注8) 対象者は、平成21年8月31日付で東京証券取引所において「人事異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表による人事異動は以下のとおりです。

新役職名	氏名	旧役職名
取締役執行役員 直営事業本部長	小林 巧	取締役執行役員 F C事業本部長
執行役員 F C事業本部長	重田 左内	執行役員 F C事業本部副本部長 兼 F C開発部長
執行役員 商品本部副本部長	高畑 勝仁	執行役員 直営事業本部 副本部長

(注9) 対象者は、平成21年9月18日付で東京証券取引所において「人事異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表による人事異動は以下のとおりです。

新役職名	氏名	旧役職名
執行役員 内部監査室長	浅田 嘉助	執行役員 管理本部副本部長

4【その他】

(1) 平成21年12月期第3四半期決算短信

対象者の平成21年11月6日付「平成21年12月期 第3四半期決算短信（非連結）」によれば、対象者における同期（平成21年1月1日～平成21年9月30日）の業績内容及び平成21年12月期の業績予想は以下のとおりです。なお、以下の内容は、対象者が公表した内容の一部を抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては当該公表の内容をご参照ください。

経営成績（累計）

会計期間	平成21年12月期第3四半期
売上高（百万円）	28,803
営業利益（百万円）	2,072
経常利益（百万円）	2,181
四半期純利益（百万円）	1,182
1株当たり四半期純利益（円）	129.92

平成21年12月期の業績予想

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円)
通期	39,500	2,950	3,000	1,566	172.08
対前年増減率(%)	2.1	12.3	11.8	13.5	-

なお、対象者によれば、対象者は、平成21年11月13日に対象者の平成21年12月期（第26期）第3四半期報告書を提出する予定とのことです。

（２）配当予想の修正及び株主優待制度の廃止

対象者の平成21年11月6日付「平成21年12月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成21年11月6日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、(i)平成21年12月期の配当予想を修正し、平成21年12月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、(ii)株主優待制度を廃止することを決議しているとのことです。

（３）米久からのビール事業の取得に関する協議

対象者は、米久との間で、米久のビール事業の取得の可能性について協議を行っているものの、現時点では、対象事業の範囲、取得の可否及びそれらの決定時期を含め協議段階に留まっており、何ら具体的あるいは最終的な意思決定がなされていないとのことです。

（４）中国市場からの撤退

対象者の平成21年11月6日付「海外子会社解散に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成21年11月6日開催の取締役会において、その中国子会社である大連花之舞餐飲有限公司について、解散することを決議しているとのことです。